

兵庫県公報

令和4年1月4日 火曜日 第273号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産課）	1
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	18
○ 同 上（同）	18
○ 同 上（同）	19
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	21
○ 同 上（同）	22
○ 同 上（同）	23
○ 同 上（同）	23
○ 昭和32年兵庫県告示第643号（海岸保全区域の指定）の一部改正（漁港課）	24
○ 基本測量が終了した旨の通知（契約管理課）	25
○ 同 上（同）	25
○ 公共測量を実施する旨の通知（同）	25
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	25
○ 同 上（同）	26

公 告

○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	26
○ 同 上（同）	27
○ 同 上（同）	29
○ 同 上（同）	29
○ 同 上（同）	30

選挙管理委員会告示

○ 兵庫県選挙管理委員会委員の補欠	31
-------------------	----

警察本部公告

○ 落札者等の公示	31
○ 同 上	32

告 示

兵庫県告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年1月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、UAVレーザ測量及び数値図化（地図情報レベル1000））
- 2 作業期間
令和3年2月26日から同年8月31日まで
- 3 作業地域
豊岡市新堂地先から同市戸牧地先まで及び同市内の一部

~~~~~

#### 兵庫県告示第18号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年1月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（街区多角点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間  
令和3年7月26日から同年9月30日まで
- 3 作業地域  
西宮市甲子園春風町地内

### 公 告

#### 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和4年1月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

#### 1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                    | 指 定 の 区 域         | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|------------------------|-------------------|---------------------|
| 緑台(1) I<br>(118000027) | 川西市緑台6丁目（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |

（別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 指定の案の閲覧期間  
令和4年1月12日（水）から同月26日（水）まで
- 3 指定の案の閲覧場所  
兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課及び川西市土木部道路整備課
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課  
〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15
  - (3) 提出期限  
令和4年1月26日（水）まで（当日消印有効）
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和4年3月28日（月）までに、3に記載

する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



### 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和4年1月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

#### 1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                 | 指 定 の 区 域            | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------------|----------------------|---------------------|
| 三津田<br>(316010010)  | 三木市志染町三津田（別図1のとおり）   | 地滑り                 |
| 小二谷<br>(316010011)  | 三木市細川町瑞穂（別図2のとおり）    | 地滑り                 |
| 下南<br>(316010012)   | 三木市細川町中里（別図3のとおり）    | 地滑り                 |
| 下南第2<br>(316010013) | 三木市細川町中里（別図4のとおり）    | 地滑り                 |
| 中里<br>(316010014)   | 三木市細川町中里（別図5のとおり）    | 地滑り                 |
| 原坂<br>(316010015)   | 三木市細川町中里（別図6のとおり）    | 地滑り                 |
| 原坂第2<br>(316010016) | 三木市細川町垂穂・中里（別図7のとおり） | 地滑り                 |
| 上芝原<br>(316010017)  | 三木市細川町垂穂（別図8のとおり）    | 地滑り                 |
| 下芝原<br>(316010018)  | 三木市細川町垂穂（別図9のとおり）    | 地滑り                 |
| 上南第2<br>(316010019) | 三木市細川町瑞穂（別図10のとおり）   | 地滑り                 |
| 蓮花寺2<br>(316010020) | 三木市口吉川町蓮花寺（別図11のとおり） | 地滑り                 |
| 殿畑<br>(316010021)   | 三木市口吉川町殿畑（別図12のとおり）  | 地滑り                 |
| 槇<br>(316010022)    | 三木市口吉川町槇（別図13のとおり）   | 地滑り                 |
| 善祥寺<br>(316010023)  | 三木市口吉川町善祥寺（別図14のとおり） | 地滑り                 |
|                     |                      |                     |

|                    |                     |     |
|--------------------|---------------------|-----|
| 東中<br>(316010024)  | 三木市口吉川町東中（別図15のとおり） | 地滑り |
| 毘沙門<br>(316020009) | 三木市吉川町毘沙門（別図16のとおり） | 地滑り |
| 別所<br>(316020010)  | 三木市吉川町毘沙門（別図17のとおり） | 地滑り |
| 市野瀬<br>(316020011) | 三木市吉川町市野瀬（別図18のとおり） | 地滑り |
| 福吉<br>(316020012)  | 三木市吉川町福吉（別図19のとおり）  | 地滑り |
| 南水上<br>(316020013) | 三木市吉川町水上（別図20のとおり）  | 地滑り |
| 北水上<br>(316020014) | 三木市吉川町水上（別図21のとおり）  | 地滑り |
| 豊岡<br>(316020015)  | 三木市吉川町豊岡（別図22のとおり）  | 地滑り |
| 南豊岡<br>(316020016) | 三木市吉川町南豊岡（別図23のとおり） | 地滑り |
| 豊岡北<br>(316020017) | 三木市吉川町豊岡（別図24のとおり）  | 地滑り |
| 湯谷3<br>(316020018) | 三木市吉川町湯谷（別図25のとおり）  | 地滑り |
| 貸潮<br>(316020019)  | 三木市吉川町貸潮（別図26のとおり）  | 地滑り |
| 東田<br>(316020020)  | 三木市吉川町東田（別図27のとおり）  | 地滑り |
| 奥谷<br>(316020021)  | 三木市吉川町奥谷（別図28のとおり）  | 地滑り |
| 東畑<br>(316020022)  | 三木市吉川町東田（別図29のとおり）  | 地滑り |
| 金会西<br>(316020023) | 三木市吉川町金会（別図30のとおり）  | 地滑り |
| 楠原<br>(316020024)  | 三木市吉川町楠原（別図31のとおり）  | 地滑り |
| 奥谷南<br>(316020025) | 三木市吉川町奥谷（別図32のとおり）  | 地滑り |
| 西奥2<br>(316020026) | 三木市吉川町西奥（別図33のとおり）  | 地滑り |

（別図1から別図33までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

## 2 指定の案の閲覧期間

令和4年1月12日（水）から同月26日（水）まで

## 3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所河川砂防課及び三木市都市整備部プロジェクト推進課

## 4 意見書に関する事項

## (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

## (2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所河川砂防課  
〒673-1431 加東市社字西柿1075—2

## (3) 提出期限

令和4年1月26日（水）まで（当日消印有効）

## (4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和4年3月28日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和4年1月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
新定大谷 (329030004)	加東市新定（別図1のとおり）	地滑り

（別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和4年1月12日（水）から同月26日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所河川砂防課及び加東市産業振興部農地整備課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所河川砂防課
〒673-1431 加東市社字西柿1075—2

(3) 提出期限

令和4年1月26日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和4年3月28日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

### 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満

了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和4年1月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

#### 1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                  | 指 定 の 区 域         | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|----------------------|-------------------|---------------------|
| 八木<br>(323010007)    | 養父市八鹿町八木（別図1のとおり） | 地滑り                 |
| 浅間(2)<br>(323010008) | 養父市八鹿町浅間（別図2のとおり） | 地滑り                 |
| 十二所<br>(323020004)   | 養父市十二所（別図3のとおり）   | 地滑り                 |
| 尾崎<br>(323040009)    | 養父市尾崎（別図4のとおり）    | 地滑り                 |

（別図1から別図4までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

#### 2 指定の案の閲覧期間

令和4年1月12日（水）から同月26日（水）まで

#### 3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防第1課、朝来農林振興事務所森林第1課、養父市役所土地利用未来課及び関宮地域局

#### 4 意見書に関する事項

##### (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

##### (2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防第1課  
〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

##### (3) 提出期限

令和4年1月26日（水）まで（当日消印有効）

##### (4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和4年3月28日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和4年1月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
栃原 (326010002)	朝来市生野町栃原（別図1のとおり）	地滑り

佐囊
(326040001)

朝来市佐囊（別図2のとおり）

地滑り

（別図1及び別図2は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和4年1月12日（水）から同月26日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防第1課、朝来農林振興事務所森林第1課、朝来土地改良センター、朝来市役所建設課、朝来支所及び生野支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防第1課
〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

(3) 提出期限

令和4年1月26日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和4年3月28日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第1号

兵庫県選挙管理委員会委員小田毅、同委員宮本博美及び同委員合田博一は、令和3年12月31日退職したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条第3項の規定に基づき、令和4年1月1日に補充員であった次の者を兵庫県選挙管理委員会委員に補欠した。

令和4年1月4日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石 堂 則 本

住 所	氏 名
美方郡香美町香住区森443番地	上 田 良 介
西宮市東鳴尾町2丁目1番13—201号	越 智 一 雄
尼崎市大庄北4丁目19番4号	下 地 光 次

警察本部公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和4年1月4日

契約担当者

兵庫県警察本部長 種 部 滋 康

1 落札に係る物品等の名称及び数量

兵庫県警察本部庁舎で使用する電気（再生可能エネルギー100%）
予定数量8,678,426キロワット時／年

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

3 落札者を決定した日

令和3年12月13日

4 落札者の名称及び住所